

設置許可申請の手続

変更許可申請の手続

設置計画の整理

施設の種類及び規模
地域特性(放流先の公共用水等)

変更計画の整理

施設の種類及び規模
地域特性(放流先の公共用水等)

事前協議

事前協議

事前評価等が必要な場合は設置
許可申請の手続による

事前評価の実施

現況水質の測定
将来水質の予測
事前評価書の作成

1ヶ月~
12ヶ月

特定施設の構造等変更申請

特定施設設置許可申請

事前評価書を添付

形式審査

申請・届出に不備が無い確認

約20日間

形式審査

申請・届出に不備が無い確認

告示・縦覧

利害関係者からの意見
関係府県知事・市町村長への照会

約21日間

内容審査

当該特定施設からの汚水等の排出が
瀬戸内海の環境を保全する上におい
て著しい支障を生じさせるおそれか
ないかについて審査

約15日間

内容審査

当該特定施設からの汚水等の排出が
瀬戸内海の環境を保全する上におい
て著しい支障を生じさせるおそれか
ないかについて審査

約20日間

許可/不許可の決定通知

許可/不許可の決定通知

工事着手

工事着手

使用開始報告書

使用開始報告書

現場確認

現場確認